

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月12日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：ネパール国電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：ネパール国電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト

調達管理番号：24a00947

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月12日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。  
(全費目不課税)

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2025年4月 ～ 2028年3月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

### (6) 部分払の設定<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 2月 18日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 2月 18日 12時まで
3	質問への回答	2025年 2月 21日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年 2月 28日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 3月 11日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

### 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません

「南アジア地域（広域）2024 年度エネルギー分野詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00045）の受注者（OPMAC 株式会社） 及び同業務の業務従事者

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者となります。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

#### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/FzjXQtjpKG>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。  
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00947\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	成果3に係る国内IPPとの連携に向けた提案	第4条2.（1）③
2	成果4に係る近隣諸国の具体的な連携相手（機関）及び連携手法に関する提案	第4条2.（1）④
3	本邦研修の具体的な内容に関する提案	第4条2.（2）

#### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、

併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年8月～9月
- ・ RD署名：2024年10月18日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### (1) 本プロジェクトに係る実施方針

本プロジェクトは、ネパール電力公社（Nepal Electricity Authority（以下、「NEA」））の電力需要想定及び供給力調整に係る能力向上を行うことにより、インド国内の電力市場の安定化のために計画値から一定限度を超える乖離が見られる供給に対してチャージを課す Deviation Settlement Mechanism（以下、「DSM」）によるチャージを低減させ、ネパール国内の電力の安定供給を目指すとともに電力輸出入の促進を図るプロジェクトである。そのため、受注者はネパール（以下、「当国」という。）の電力セクターにおける現状や、近隣諸国との電力融通に係る制度・現状について調査・分析することで、短期的に取り組むべき課題、中長期的に取り組むべき課題のそれぞれを明らかにし、実現可能な施策について検討を行い、提案する。

##### (2) 実施体制・合意形成について

本プロジェクトでは、近隣諸国との連携や交渉能力強化するための方策の提案を行う。これら成果の達成のために受注者は、ワークショップや Joint Coordinating Committee（以下、「JCC」）を中心として、NEAのみならず、エネルギー・水資源・灌漑省（Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation（以下、「MOEWRI」））等の関係機関と本プロジェクトに係る情報・進捗共有ならびに共通理解・合意形成が適切に行われるよう留意する。また、適切な合意形成に向けて、JCC 実施前にはカウンターパート（以下、「C/P」）の要人とあらかじめ JCC における合意内容に関する意見聴取・調整を行う。

##### (3) 実施済/中の他ドナー等の調査・支援を踏まえた活動内容及びドナー間等の連携・調整・情報収集

当国の電力セクターは複数のドナーが支援を実施している。そのため、C/P 及び他ドナー等の関係機関から既存調査等の情報収集を行い、これらの調査結果等

を踏まえ、他ドナーの調査や支援と重複がないように活動を行う。また、他ドナー機関と情報交換を行い、JICA 本部・事務所と適宜共有の上、関係機関と効果的な連携・調整を図る。

#### (4) 当国における JICA の他事業との連携

発注者は当国において、エネルギー分野における複数の事業を実施してきており、本プロジェクトにおいても、これら他事業とも密に連携し、効果的協力を展開する。さらに、本プロジェクト実施期間中の活動を通じて当国における円借款、技術協力、海外投融資、無償資金協力、民間連携事業の候補となる案件が特定されれば発注者に提案する。これら案件や今後の協力の方向性などに関し、日本政府から意見を求められた場合は協議資料の作成や協議の場での助言などに協力する。

#### (5) 業務従事者の語学能力について

本プロジェクトでは、国内短期需給予測及び運用計画能力が強化に関する研修を複数回開催する。受注者は、このようなセミナーやワークショップにおいて、プレゼンテーションや参加者からの質疑応答への対応等円滑なコミュニケーションが取れる十分な語学能力を持った業務従事者を配置する。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

###### ① 成果1に関わる活動

活動 1-1： Supervisory Control and Data Acquisition（以下、「SCADA」）システムに蓄積されたデータ活用に向け、現行の SCADA システムのレビューを行う。

活動 1-2：現行の前日電力需給予測の方法及びプロセスのレビューを行う。

活動 1-3：系統運用データの分析を行う。

活動 1-4：前日電力需給予測の方法及びプロセス、及びリアルタイム市場における電力取引の運用管理の改善案を提案する。

活動 1-5：活動 1-4 で提示された改善案に関する研修を実施する。

活動 1-6：現在の電力取引の料金設定メカニズムを分析し、最適な輸出計画を提案する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	中央給電指令所（Load Dispatch Center（以下、「LDC」））の国内短期需給予測及び運用計画能力が強化される。
実施回数	約 4 回
対象者	・ 中央給電指令所（LDC）実務担当者
参加者数	約 10 名/回
開催期間	約 1 日/回
実施場所	カトマンズ市内
実施形態	対面

② 成果 2 に関わる活動

活動 2-1：現行の最低運転予備率に関する調査を行う。

活動 2-2：給電指令発令に係る発電所の優先順位を検討する。

活動 2-3：運転予備力及び瞬動予備力に係る水力発電所の運用を最適化する。

活動 2-4：ネパールの電力システムに対する目標最低運転予備率を提案する。

③ 成果 3 に関わる活動

活動 3-1：ネパールの電力需給調整の現状を整理する。

活動 3-2：IPP による出力調整に関する調査及び現在の電力契約の内容のレビューを行う。

活動 3-3：自動発電制御や負荷周波数制御に関する調査を行う。

活動 3-4：国内発電所の調整システム構築に向けたロードマップを作成する。

④ 成果 4 に関わる活動

活動 4-1：近隣諸国との電力取引の現状を整理する。

活動 4-2：近隣諸国間で電力取引に関するデータや情報を交換する。

活動 4-3：ネパールにとって有益な電力取引の戦略について検討する。

活動 4-4：ネパールの交渉能力を強化するための方策を検討する。

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	日本の中央給電指令所の運用や、最新設備の視察、需給計画作成のプロセス等に関する講義を通じて、プロジェクトの目的・成果達成を支援する。
実施回数	合計 1 回
対象者	ネパール電力公社（NEA）実務担当者
参加者数	約 10 名/回
研修日数	約 7 日（移動日を含む）/回

### （3）その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

#### ② ベースライン調査

- 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。また、モニタリングの責任主体も特定し、適宜 C/P から任命の上で JCC で取り決める。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得る。
- ベースライン調査は第一次渡航時に行い、第 1 回 JCC でその調査結果を共有する。その上で、同 JCC において Project Design Matrix（以下、「PDM」）の指標を確定する。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では当該項目は適用しない。

## 第 5 条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際

は、Word 又は PDF データも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約開始から 2 か月後	日本語・ 英語	電子データ	
モニタリングシート	事業開始後 6 か月ごと	英語	電子データ	—
業務進捗報告書	2026 年 2 月末及び 2027 年 2 月末	日本語・ 英語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語・ 英語	製本	4 部ずつ
			CD-R	1 部

- 業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）

- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他業務を実施する上での留意点・必要事項

### （３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

### （４）業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（実施した場合、引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （１）各成果に係る研修カリキュラム・テキスト・マニュアル

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に

提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

#### 第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない<sup>2</sup>。

#### 第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

---

<sup>2</sup> ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

## 案件概要表

## 1. 案件名

国名：ネパール

案件名：電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト

The Project for Promoting Import and Export of Electricity and Improving Power System Stabilization

## 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における課内電力セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

ネパールは、包蔵水力が 83GW、経済的有効活用可能水力が 42GW という豊富な水資源を有しているが<sup>3</sup>、2024 年現在の水力発電の設備容量は 2,991MW に過ぎず、火力、太陽光発電のその他電源の設備容量を併せても 3,157MW<sup>4</sup>の設備容量に留まっている。JICA は 2014 年に「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」を支援し、同マスタープランでは 2032 年までに 2,000MW の貯水池式水力発電所を整備することを提案している。これを踏まえ、ネパール政府は「国家エネルギー危機回避・水力開発 10 カ年に関するアクションプラン」（2016 年）、「エネルギー・水資源・灌漑セクターにおける現況及びロードマップ」（通称ホワイト・ペーパー、2018 年）、「エネルギー開発ロードマップおよびワークプラン 2035」（2024 年）等の政策文書を策定し、水力発電開発を国家の発展における重要課題と位置付け、電源開発を加速化させる姿勢を示すとともに、将来的な電力需要の増加に備えて、主要都市部の送配電設備の老朽化や、停電発生の原因となる冗長性の低い送電線設備の整備等電力システムの安定的な運用に向けた課題にも取り組んでいる。

ネパールでは現状、通年で電力需要を満たせる規模の開発には至っておらず、特に、既設の水力発電所の多くは大きな貯水池を伴わない流れ込み式であるため季節間調整が困難であり、日間の供給力の調整にも課題があり、水量の減少する乾季の供給逼迫は深刻な状況にある。季節間の調整はインドとの電力輸出入を活用しており、2023 年には国内電力需要 11,546 GWh に対して年間発電電力量は 11,026 GWh と均衡しつつある中、乾期には、1,855 GWh (国内需要の 15%) をインドからの輸入しており、雨期には、1,333GWh の電力輸出を行っている。<sup>5</sup>

ネパールの系統はインドの系統と連系されているが、インドの系統容量はネパールの系統容量を大きく上回ることから、周波数調整はインド側が担っている状態となっ

<sup>3</sup> 「ネパール都市送配電網整備にかかる情報収集・確認調査」（JICA、2019年）

<sup>4</sup> 「NEPAL ELECTRICITY AUTHORITY A YEAR IN REVIEW-FISCAL YEAR-2023/2024」（NEA、2024年）

<sup>5</sup> 「ネパール国統一的電力システム開発計画プロジェクトファイナルレポート」（JICA、2024年）

ている。ネパールの Load Dispatch Center（以下、「LDC」）はインドとの電力融通量を監視しながら、前日に策定した需給計画に合うように、国内の発電機出力を電話指令によってリアルタイムの需給調整を行っている。しかし、ネパールの前日需給計画は、オペレーターの経験則に依存するところが多く、需要や発電所等のデータ分析や業務フローのマニュアル化が課題となっている。さらに、LDC に導入されている Supervisory Control and Data Acquisition（以下、「SCADA」）システムには、発電機や変電所等需給計画作成に有効なデータが蓄積されているものの、現状、それらのデータを取り出すことできない状態となっており、適切な需給計画策定の課題となっている。

ネパールとインド間の電力輸出入は、現在、インド電力取引市場（Indian Energy Exchange。以下、「IEX」）を介した電力取引が主流となっており、インド政府が発行している Cross Border Electricity Trading ガイドラインに沿って実施されている。IEX では、翌日分の電力の輸出入量と金額を前日市場で決定し、その計画値に基づき取引を行う仕組みとなっている。インド政府は、2014 年にインド国内の電力市場の安定化のために計画値から一定限度を超える乖離が見られる供給に対して事業者にはチャージを課す Deviation Settlement Mechanism（以下、「DSM」）を導入した。ネパール電力公社（Nepal Electricity Authority（以下、「NEA」））は一事業者として、インド国内の電力市場に参加し電力輸出入を行っているため、上記制度に基づき約定量と実際の取引量が一致しない場合に、インド国内の発電所と同様に、チャージを支払う必要が生じる。かかる制度によるコスト負担を低減するため、NEA は適切な電力需給計画に基づく電力輸出入を行うことが必要となっている。

こうした現状から、NEA の電力需要想定及び供給力調整に係る能力向上を行うことにより、ネパール国内の電力の安定供給及び効率的な電力輸出入を促進することを目的として、エネルギー・水資源・灌漑省（Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation、以下「MOEWRI」）は「電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト」を要請した。

## （２）電力セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対ネパール国別開発協力方針（2021 年 9 月）では、重点分野（中目標）に持続可能な経済発展の実現を後押しするため、交通インフラの整備や電力・エネルギー供給強化に係る支援を掲げており、社会サービス基盤の整備等を通じた所得の向上及び生活の質の改善を支援するとしている。

また、対ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020 年 8 月）でも、電力セクターは社会・経済基盤整備における重点課題の一つに位置付けられている。

JICA は、1992 年以降水力発電分野専門家を派遣している他、「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査（2014 年）」、「水力発電セクターにおける PPP モデルに係る情報収集・確認調査（2020 年）」等水力発電に関する協力を実施してきている。同分野における有償資金協力による支援としては、水力発電所の建設や送配電網の整備を行っており、「タナフ水力発電事業（2013 年 L/A 調印）」や「都市送配電網整備事業（2022 年 L/A 調印）」等の円借款事業を実施中である。また、電力セクター全体にわたる協力としては「統合的電力システム開発計画プロジェクト（2024 年）」における電力マスタープランの策定や、国際連系線を介した電力の輸出入に係る情報収集調査を行う「バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール（BBIN）各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査」を実施してきている

### （3）他の援助機関の対応

電力セクターのインフラ整備については、2015 年に設立されたネパール送電公社（Rastriya Prasaran Grid Company Limited。以下、「RPGCL」）が 2018 年に世界銀行（World Bank。以下、「WB」）の支援を得て、主として 220kV 以上の基幹送電網を対象とした送電網開発計画（Transmission System Development Plan of Nepal。以下、「TSDP」）を策定している。132kV 以下の送配電網については、アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下、「ADB」）の支援による開発計画が策定され、整備が進められている。また、発電事業としては、WB が、アルン川流域に調整池を有する水力発電所を建設するアッパーアルン水力発電事業を進めている。ADB は、2013 年に JICA との協調融資としてタナフ水力発電事業（140MW）、2019 年にアッパートゥリシュリ水力発電事業（216MW）を承諾し、水力発電所の整備を継続的に支援している。

本事業と直接関連する支援として、ドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau。以下、「KfW」）が 2004 年には、無償資金協力により LDC の建設を行い、その後、2015 年のネパールの大地震により破損した SCADA（Supervisory Control and Data Acquisition）システム（電力監視制御・データ取得システム）の改修とシステムそのものの更新を行った。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、NEA の電力需要想定及び供給力調整に係る能力向上を行うことにより、ネパール国内の電力の安定供給を目指すとともに電力輸出入の促進を図り、もって隣国への電力輸出による外貨獲得及び水力発電電力の輸出による南アジア地域への脱炭素に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ネパール国全土。

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：NEA の職員及び MOEWRI の職員

最終受益者：ネパール国民

(4) 総事業費（日本側）

1.99 億円

(5) 事業実施期間

2025 年 4 月～2028 年 3 月を予定（計 36 カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関： NEA

NEA 内の主要な関係部署：送電局（Transmission Directorate）下の中央給電指令所（Load Dispatch Center）を含む系統運用部門（Power System Operation Department）、電力融通部門（Power Trade Department）及び系統計画部門（Power System Management Department）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 43.70M/M）：業務主任者/電力系統計画、需給運用、SCADA/ソフトウェア分析、需要想定/データ分析、系統解析、経理・財務、ビジネス開発、価格想定
- ② 研修員受け入れ：本邦研修 1 回（電力系統計画及び需給管理）
- ③ 機材供与：なし

2) ネパール国側

① カウンターパートの配置

プロジェクトのための執務スペース及び研修実施場所の確保、ローカルコスト負担（ネパール国側が開催するワークショップや会議等に係る費用、カウンターパートの国内および近隣国の旅費等）

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

#### 1) 我が国の援助活動

本事業は、上述の通り、ネパールにおける電力マスタープランを策定した「統合的電力システム開発計画プロジェクト」と関連があり、同プロジェクトの実施機関である MOEWRI の担当職員も本事業に巻き込むことで、先行事業の課題意識を踏まえた効果的な事業実施に努める。

#### 2) 他の開発協力機関等の援助活動

米国国際援助庁（U.S. Agency for International Development。以下、「USAID」）は、NEA の経営・事業改善、エネルギーシステムの強靱化、エネルギー計画の最適化を図る支援を実施しており、必要な技術的および規制上のシステムや電力購入契約の整備を通じた国際的な電力取引の促進への支援を行う予定としている。また、ノルウェー開発協力庁（Norwegian Agency for Development Cooperation。以下、「NORAD」）は、ADB との協調融資により配電網および変電所の建設・増強とジェンダー平等と社会的包摂の改善に向けた NEA の能力開発に技術支援融資を行っている。上記、各開発協力機関の支援は本案件と直接的な重複はないことが確認されているが、将来的な連携の可能性も視野に入れつつ密に情報共有を図りながら本事業を進める。

### (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

#### 1) 環境社会配慮

##### ① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠：環境への影響が最小限かあるいは全くないと考えられるため。

#### 2) 横断的事項

特になし。

### (10) その他特記事項

特になし。

## 4. 事業の枠組み

### (1) 上位目標

近隣諸国との電力取引に関する諸条件が改善される。

指標及び目標値：

- 近隣諸国との電力取引のための国際連系線計画や事業が、本事業のアウトプット

及び成果を活用して推進される。

- 電力取引に係る協議・交渉が、本事業のアウトプット及び成果を活用して促進される。

## (2) プロジェクト目標

電力取引のための需給調整計画に基づく系統運用が改善される。

指標及び目標値：

- DSM による年間チャージ支払額が事業開始時から減少する。
- DSM による電力取引量からの年間インバランス電力量(約定電力量に対する%、または、MW) が減少する。

## (3) 成果

成果 1：LDC の国内短期需給予測及び運用計画能力が強化される。

成果 2：調整力(最低運転予備率)が強化される。

成果 3：水力、太陽光、風力、バイオマスを含む独立電力事業者(IPP)も考慮した、国内発電所の出力調整システムの整備に向けたロードマップが策定される。

成果 4：近隣諸国との電力取引に係る戦略が提案される。

## (4) 主な活動

### 【成果 1に係る活動】

1-1：SCADA システムに蓄積されたデータ活用に向け、現行の SCADA システムのレビューを行う。

1-2：現行の前日電力需給予測の方法及びプロセスのレビューを行う。

1-3：系統運用データの分析を行う。

1-4：前日電力需給予測の方法及びプロセス、及びリアルタイム市場における電力取引の運用管理の改善案を提案する。

1-5：1-4 で提示された改善案に関する研修を実施する。

1-6：現在の電力取引の料金設定メカニズムを分析し、最適な輸出計画を提案する。

### 【成果 2に係る活動】

2-1：現行の最低運転予備率に関する調査を行う。

2-2：給電指令発令に係る発電所の優先順位を検討する。

2-3：運転予備力及び瞬動予備力に係る水力発電所の運用を最適化する。

2-4：ネパールの電力システムに対する目標最低運転予備率を提案する。

### 【成果 3 に係る活動】

- 3-1：ネパールの電力需給調整の現状を整理する。
- 3-2：IPP による出力調整に関する調査及び現在の電力契約の内容のレビューを行う。
- 3-3：自動発電制御や負荷周波数制御に関する調査を行う。
- 3-4：国内発電所の調整システム構築に向けたロードマップを作成する。

### 【成果 4 に係る活動】

- 4-1：近隣諸国との電力取引の現状を整理する。
- 4-2：近隣諸国間で電力取引に関するデータや情報を交換する。
- 4-3：ネパールにとって有益な電力取引の戦略について検討する。
- 4-4：ネパールの交渉能力を強化するための方策を検討する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供、プロジェクトのための執務スペースの確保、ローカルコスト負担等の先方負担事項が実施される。

### (2) 外部条件

#### 【上位目標達成のための外部条件】

ネパール及び近隣諸国のエネルギー政策が大幅に変更されない。

#### 【プロジェクト目標達成のための外部条件】

- DSM 関連規則が大幅に変更されない。
- 国内電力需要が想定より大幅に増加しない。
- 新規発電所建設が計画どおり実施される。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

カンボジア国「電力セクター育成技術協力プロジェクト」では、終了時評価において、以下の教訓があげられている。

・ベースライン調査において、指標の達成状況を測る際に、定量的なデータが不足していたために効果の発現が不明確であった指標が存在したため、「有効性」「効率性」及び「インパクト」の達成度を明確かつ定量的に測るためには、ベースライン調査が計画的に実施される必要がある。

なお、本事業は DSM によるペナルティの最小化を目指すもので、プロジェクトの成果に関連する指標が外部公開されており、プロジェクトの効果を継続的に測ることができる見込みである。

## 7. 評価結果

本事業は、ネパール国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、電力の需給調整能力の向上を通じ、ネパールの電力供給の安定化を目指すとともに電力輸出入の促進を図り、もって隣国への電力輸出による外貨獲得及び水力発電電力の輸出による南アジア地域への脱炭素に寄与、及び系統の信頼性及び電力の安定供給と質の向上に資するものであり、SDGs のゴール 7「エネルギーをみんなに。そしてクリーンに」及びゴール 9「産業と技術革新の基盤を作ろう」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内      ベースライン調査

事業終了 6 カ月前      エンドライン調査

事業完了 3 年後      事後評価

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイト・Facebook ページへの活動記事（日本語・英語）の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。また、発注者からの要望に応じて対応する。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：電力融通、電力系統計画に係る業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ネパール国及び南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2025年4月に契約を締結し、2025年6月までに第1回現地渡航、2028年3月の終了を目処とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途 約 44.05 人月

本邦研修に関する業務人月1.65を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。

なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

#### 2) 渡航回数を目途 全50回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 本プロジェクトの討議議事録（Record of Discussions: R/D）
- 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書

#### 2) 公開資料

- バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール（BBIN）各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12375408.pdf>

### (4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### (5) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容と

し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

### **【上限額】**

**174,949,000円(税抜)**

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (4) 定額計上について

☒ 本案件は定額計上があります(4,846,680円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第2章特記仕様書案第4条2.（2）	4,846,680円	報酬（事前業務（3号 0.25人月及び5号0.7人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.15人月、5号0.30人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,080,480円）	報酬 国内 業務 費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)